

農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

問合せ 農業委員会事務局 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

任期満了に伴う委員の改選により、新たに農業委員13名が町長から任命され、農地利用最適化推進委員11名が農業委員会から委嘱されました。

農業の担い手への農地利用の集積・集約化を進めるとともに、遊休農地の発生防止や解消に努めてまいります。農地や農業に関するご相談がありましたら、お気軽にご相談ください。

【任期】令和6年7月20日～令和9年7月19日

担当行政区	農業委員	農地利用最適化 推進委員	担当行政区	農業委員	農地利用最適化 推進委員	
新宿	長谷川 隆	金井 豊 堀内 浩	関口	荒木 照夫	松原 良治	
池田	関口 純一		四軒在家			
二ノ宮			新里	木村 豊	富田 幸作 町田 貴	元阿保
前組	町田 雅文	川野 順也	八日市	中山 康子	富丘 浩昭 田島 茂	
中新里	原口 幸雄		原新田	小暮 豊樹		
小浜			熊野堂			
貫井	土屋 悦子	野沢 英次	元原	山口 清	若山 沙千	
植竹			渡瀬			
肥土			下阿久原	新井 美範 浅見 茂夫		
	上阿久原					
			矢納			

(敬称略)

令和7年 神川町^{はたち}二十歳のつどいを行います

問合せ 生涯学習課 生涯学習担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

【二十歳のつどいの開催について】

日時 令和7年1月12日(日) 午前中

場所 中央公民館ホール

対象 平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれ、現在、神川町にお住まいの方。

※詳細は、対象の方へ12月中旬頃郵送する案内をご確認ください。

※出席を希望される方で、現在神川町内に住民登録が無い方は、電子申請やお電話などで11月末までに生涯学習課へご連絡ください。

※式典の内容には変更が生じる場合があります。ホームページや町公式LINEで最新情報をご確認下さい。

【実行委員を募集します ～自分たちで二十歳のつどいを企画・運営してみよう～】

式典の企画・運営を行う実行委員を出席対象者の中から募集します。ご興味のある方は、電子申請やお電話などで生涯学習課へご連絡ください。

※生涯学習課職員がサポートします。お気軽にお問合せください。

募集人員 10人程度

募集期限 9月13日(金)

内容 式典の企画・運営(司会・出席者代表の言葉など)
例年11月～1月に会議を2回程度行います。オンラインでの会議出席も可能です。



町ホームページ



令和6年 二十歳のつどい実行委員の皆さん

バイクや軽自動車等にかかる届出について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町内の住所または定置場が登録されているバイクや軽自動車等には、「4月1日」時点の登録内容で軽自動車税が課されます。登録内容の変更、抹消登録(廃車)等の手続きについては、所定の届出が必要となります。

●車両の売買・譲渡などによって所有者が変わるとき

売買や譲渡などで所有者が変更となる場合は名義変更の届出をしてください。

他人名義の車両をそのまま使用することはトラブルの原因になります。

●住所や氏名が変更になったとき

車両所有者の住所や氏名等が変わったときは、変更の届出をしてください。この手続きを怠ると、納税通知が届かないなど、不都合が生じる場合があります。

●車両の使用をやめたとき

車両を処分したことなどにより所有しなくなったときは抹消登録(廃車)の届出をしてください。この手続きをしないと課税され続けることになります。

※125cc超のバイクや軽四輪車はそれぞれ下記表中の取扱窓口でナンバー標識が交付されます。登録内容の変更や抹消登録も同じ窓口で行われるため、役場では手続きできませんのでご注意ください。

区 分	取 扱 窓 口	所 在 地	電 話
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕車等）	神川町役場 税務課	神川町大字植竹909	0495-77-2116
	神泉総合支所 地域振興課	神川町大字下阿久原1088	0274-52-3271
軽二輪車・二輪小型自動車 （125ccを超えるバイク）	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4	050-5540-2027
三輪・四輪軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所	熊谷市新堀字北原960-2	050-3816-3112

くらしの110番 冠婚葬祭互助会の契約・解約トラブルにご注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

冠婚葬祭互助会とは、月掛金を積み立て、冠婚葬祭のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。月掛金は冠婚葬祭サービス費用の他、式場や斎場の建設費や維持費、備品費などにもあてられます。入会は実際の利用場面を想定して検討しましょう。

【事例】

加入している冠婚葬祭互助会のサービスを利用せずに解約を申し出たら、高額な手数料を差し引かれることが分かった。契約時に説明がなく納得できない。

【消費者へのアドバイス】

①冠婚葬祭互助会の積立ては、冠婚葬祭等のサービスを受けることが目的なので、預貯金とは異なり利息は付きません。また、サービスを利用せずに解約する場合は解約手数料が差し引かれます。加入の必要性を十分検討し、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

②互助会会員であっても、実際の葬儀や結婚式の際には追加費用が必要となる場合があります。

③葬儀の打ち合わせは、可能な限り親族や第三者が同席するなど複数で行いましょう。

④葬儀の打ち合わせ時に互助会の会員契約をした場合は、訪問販売に該当し、クーリング・オフできる場合があります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

●消費者ホットライン ☎188(いやや) ●埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999